

令和 6 年度習志野市障がい者地域共生協議会

第 1 回全体会 会議録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 27 日(月)午後 1 時 30 分～3 時 25 分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6 階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 施設長 木崎 早苗

らいふあっぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係 係長 河道 清人

生活相談課 主査補 恩田 健

社会福祉法人習愛会 あきつ園 相談支援専門員 浅川 時嗣

あじさい療育支援センター 主査 江藤 文

健康支援課 主査 和田 久美子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 坂中 航太

千葉県千葉リハビリテーションセンター 副参事 景山 朋子

総合教育センター 指導主事 矢野 友香里(代理出席 真坂 洋介氏)

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会 会長) 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

習志野市立谷津小学校 教諭 北濃 千寿

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 篠原 みちよ

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 統括管理者 津金 幸太

みんなのいいさん家 非常勤役員 石井 香子

習志野市民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 橋本 亜紀

習志野障がい者ネットワーク(習志野八千代心の健康を守る会 副会長) 喜田 敬子

中核地域生活支援センター まるっと 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理
アシザワ・ファインテック(株) 管理部 部長 伊藤 崇博

千葉県立八千代特別支援学校 就労支援コーディネーター 阿利 泰子

船橋公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 山崎 馨子

産業振興課 係長 近藤 孝洋

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム 統括相談員(障がい)・看護師 星 眞木子

習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

中核地域生活支援センター まるっと 地域総合コーディネーター 菊地 謙

津田沼中央総合病院 医療ソーシャルワーカー 滝沢 朋苗

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 管理者 酒井 久美子

習志野市基幹相談支援センター りん 社会福祉士 市原 裕介

【事務局】

健康福祉部 部長 小平 修

健康福祉部 次長 奥井 良和

健康福祉部障がい福祉課 課長 北田 順一

健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 平岡 真由美

健康福祉部障がい福祉課 支援係長 小森 俊

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 主査 落合 知之

健康福祉部障がい福祉課 副主査 張替 優子

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理

健康福祉部障がい福祉課 主事 清川 直哉

健康福祉部障がい福祉課 主事 野上 祥平

健康福祉部障がい福祉課 主事 田崎 大介

健康福祉部障がい福祉課 主事補 吉田 愛美

【傍聴者】

0 人

4. 議題

開会前

1. 配付資料確認
2. 協議会概要
3. 新委員紹介
4. 事務局職員紹介
5. 部長挨拶

第 1 部 習志野市障がい者地域共生協議会

第 1 会議の公開

第 2 会議録の作成等

第 3 会議録署名委員の指名

第 4 協議

- (1) 令和 6 年度 協議会活動(案)について
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価体制について
- (3) ならとも拠点システムの検討、評価の日程について

第 5 報告

- (1) 令和 5 年度 各部会の活動報告
- (2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について
- (3) 基幹相談支援センターの活動報告について

第 2 部 差別解消支援地域協議会

第 1 報告

- (1) 差別解消法に関する取組について

その他(事務連絡等)

5. 会議資料

資料 2-1 令和 6 年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿

資料 2-2 事務局名簿

資料 3 習志野市障がい者地域共生協議会の体制

資料 4 令和 6 年度習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)

資料 5 日中サービス支援型共同生活援助における協議会でのスケジュール(案)

資料 6-1～6-6 各部会からの活動報告書

資料 7 雇用促進部会作成のチラシ「障がい者雇用はじめてみませんか」

資料 8 習志野市基幹相談支援センターの活動報告について

資料 9 差別解消法に関する取組について

6. 議事内容

【開会前】

1. 配付資料確認

2. 協議会概要

【事務局】

当協議会の概要について御説明させていただきます。

当協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 89 条の 3 に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、設置されている協議会である。

なお、本市では、委員名簿をホームページで公開している。公開する項目は、氏名、役職名等である。

名簿公開に係る同意書の御説明をさせていただきます。

所管課名、審議会等名称、委員氏名、委員氏名フリガナ、役職名は、公開される項目となる。職業（所属団体）等については、御本人の同意を得て公開することとなっている。昨年度、委員の方は、すでに同意書をいただいているので、今回、同意書の提出が必要な方は、新規委員の方である。御提出がお済みでない方は、本日の全体会終了後、事務局まで、御提出いただくようお願い申し上げます。

3. 新委員紹介

4. 事務局職員紹介

【事務局】

今年度より、新たに委員に就任した皆様の御紹介をさせていただきます。

八千代地域生活支援センター 木崎 早苗委員、健康支援課 和田 久美子委員、千葉県立船橋特別支援学校 篠原 みちよ委員、NPO 法人 希望の虹 津金 幸太委員、みんなのいしいさん家 石井 香子委員、船橋公共職業安定所 山崎 馨子委員、産業振興課 近藤 孝洋委員、津田沼中央総合病院 滝沢 朋苗委員である。

また、本日欠席であるが、ひまわり発達相談センター 張替委員から浅倉 真紀子委員へ、総合教育センター 高橋委員から矢野 友香里委員へ、子育て支援課 真野委員から江原 朋枝委員へ変更となっている。

事務局職員においても、人事異動があった。令和 5 年 7 月の人事異動により、健康福

社部長に小平が、また令和 6 年 4 月の人事異動により、次長に奥井が着任している。時間の都合上、昨年度より引き続き就任をいただいている委員の皆様、及び事務局職員紹介に関しては、習志野市障がい者地域共生協議会名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

併せて、差別解消支援地域協議会の事務局も記載させていただいている。

それでは、今年度初めての全体会の開催にあたり、小平健康福祉部長より御挨拶申し上げます。

5. 部長挨拶

昨年 7 月に健康福祉部へ着任した。本協議会全体会へは初めての参加となるが、様々な立場の方に参画いただいております、大変心強く思う。

本市では、昨年度、障がい者基本計画を策定した。また、実施計画である障がい福祉計画及び障がい児福祉計画についても、皆様から幅広い御意見をいただき、策定に至った。

大切なのは、これらの計画を着実に実行することである。本協議会全体会、運営会議、専門部会、様々なところから幅広い御意見をいただき、計画を着実に実行して参りたいと思うため、御協力いただけるようお願い申し上げます。

第 1 部 習志野市障がい者地域共生協議会 開会

【松尾会長】

ただいまから、令和 6 年度 習志野市障がい者地域共生協議会 第 1 回全体会の会議を開会する。

本会議は規定により、会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、29 名である。よって、本会議は成立した。

なお、矢野委員の代理として、真坂様が代理出席となっている。

また、習志野健康福祉センターより、広域専門指導員の屋代様に御出席いただいている。

また、伊藤委員が所用のため途中退席される。

第 1 会議の公開

【松尾会長】

日程第 1 会議の公開について、本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【松尾会長】

それでは、そのようにさせていただく。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。

非公開となった場合は、指示に従っていただく。

第 2 会議録の作成等

次に、日程第 2 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第 3 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

日程第 3 会議録署名委員の指名についてお諮りする。

会議録署名委員については、令和 5 年度 第 2 回全体会で、運営会議委員が輪番制で務めることとした。

よって、今回は、木崎委員、浅川委員を指名するが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしと認める。

第 4 協議

(1)令和 6 年度 協議会活動(案)について

【松尾会長】

日程第 4 協議事項に移らせていただく。

協議 1 令和 6 年度 協議会活動(案)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 2-1 をご覧いただきたい。

こちらは、今年度の習志野市障がい者地域共生協議会名簿である。会長、副会長、部会ごとに委員名、部会長、副部会長を記載させていただいている。

次に、協議会の体制について、改めて御説明させていただく。

資料 3 をご覧いただきたい。本協議会は、障がい者基本計画のめざすべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」の実現を目指し、3つの会議で構成されている。

1つ目は、全体会、2つ目は、運営会議、3つ目は、専門部会となっている。

全体会より御説明させていただく。全体会は、委員全員が出席する会議であり、年 3 回又は 2 回開催し、協議会としての意思決定を行う。情報共有、意見交換などの協議を行う会議である。今年度の全体会は、資料 4 にあるが、年 3 回を予定している。

2 つ目は運営会議である。協議会の会長、副会長、後程申し上げる各専門部会の部会長または副部会長が参加し、毎月開催する。

協議会の全体会、専門部会の進行を把握し、協議会の方向性や具体的な推進方法について協議する、いわば協議会の「エンジン」となる会議である。今年度の運営会議のスケジュールは、資料 4 にあるが、毎月 1 回開催する予定となっている。

3 つ目が専門部会である。全委員が 6 部会のいずれかの専門部会に所属し、専門性に基づく調査、研究、協議を行う会議である。今年度の日程については、各部会で決めていただくことになる。

6 つの専門部会について御説明をさせていただく。

1 つ目の相談支援部会は、障がい者の相談支援体制のあり方に関する協議及び支援困難な事例を検討する支援会議を行う。

なお、事務局として障がい福祉課の職員及び習志野市障がい者相談支援委託事業所の職員が相談支援事業所として、協議会の相談支援部会に参加している。

2 つ目の重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会は、令和 2 年度から地域生活支援部会として設置され、令和 5 年度より現在の部会名へ変更となっている。重症

心身障がい児者・医療的ケア児者等に関する協議や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催している。

3 つ目の児童部会は、障がい児への支援体制充実のため、主に教育分野等の関係機関への働きかけと連携強化に関する協議及び活動を行う。

4 つ目の地域生活支援部会は、障がい者の地域生活や福祉的就労に関する協議や、障害者優先調達推進法の促進などの協議及び活動を行う。

5 つ目の雇用促進部会は、障がい者の一般就労の促進に向けた協議及び活動を行う。

6 つ目の社会資源開発・改善部会は、市内の社会資源の把握と、新たな資源の検討、今ある資源の調整に関する協議と、障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進に関する協議を行う。

また、年 3 回協議会より広報紙「ならとも」を発行しており、内容は各専門部会が持ち回りで担当している。以上が各部会の説明である。

最後に、差別解消支援地域協議会は、令和元年度より、当協議会に「障害者差別解消法」に基づく、「差別解消支援地域協議会」としての役割が加わっている。障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組みを行う。開催については、習志野市障がい者地域共生協議会 全体会の後半の一部の時間を充てる予定でいる。差別解消支援地域協議会の報告については、この後差別解消支援地域協議会の日程第 2 報告(1)差別解消法に関する取組について報告させていただく。

また、人権に関することについては、部会としての設置は行わず、各部会及び全体の取り組みの中で意識して取り組む形となっている。以上が協議会の体制である。

次に、資料 4 をご覧いただきたい。令和 6 年度の年間スケジュールは、資料のとおりである。日時及び場所は予定のため変更等の場合がある。

資料 2-1、資料 3、資料 4 の説明は以上である。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～質問等なし～

【松尾会長】

資料 4 習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)の「案」の字を消していただきたい。

(2) 日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価体制について

【松尾会長】

協議 2 日中サービス支援型共同生活援助における協議会での評価体制について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 5 を御覧いただきたい。平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設された。日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に年 1 回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされており、本市では、この習志野市障がい者地域共生協議会において評価をすることになる。

令和 5 年度に初めて、市内に日中サービス支援型共同生活援助の事業所が 2 ヶ所開設されたため、今年度、当協議会にて評価を実施する。今年度は初めての評価であることから、会長、グループホーム等支援ワーカーの森井委員、各部会長に御協力いただき、事業所の見学及び評価を実施したいと考えている。また、部会内で後日検討いただき、部会長ではなく、部会委員に御参加いただくことも可能である。来年度以降の評価については、各専門部会から 1 名選出いただき評価を実施したいと考えている。12 月末日までに千葉県協議会へ評価内容を報告する必要があることから、スケジュールについては資料のとおりを予定している。

【松尾会長】

日中サービス支援型共同生活援助については、日中の活動とグループホームの機能が一体型になっている施設である。国では、地域に入所施設を作らないという方向性がある中で、この日中サービス支援型共同生活援助が誤った方向性になると閉鎖的なものになってしまう。協議会を通して、適切なサービスの提供が行われているか等、評価を行っていく流れが必要とされている。

委員の皆様へ、今後評価に関しての御報告や御意見をいただく機会があると思うので、御承知おきいただきたい。

ただ今の説明について、質問や意見等はあるか。

【内山委員】

株式会社恵の運営するグループホームについては、事業更新は出来ないと聞いているがどうか。

【武井副会長】

愛知県では、令和 6 年 6 月に指定の取消しがされる方向という報道があった。

【内山委員】

今回の指定の更新はできないと聞いているが、市には何か情報はあるか。

【事務局】

市内には、同法人が運営するグループホームが実数に 1 事業所ある。この法人の食糧費等に関する報道が昨年 10 月頃にあり、その後県職員と市職員で施設へ赴き調査を行った。

当該グループホームに関して、今回の指定更新に関する情報はまだない。

【内山委員】

現在も利用者はいるか。

【事務局】

利用者はいる。

(3)ならとも拠点システムの検討、評価の日程について

【松尾会長】

協議 3 ならとも拠点システムの検討、評価の日程について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据え、居住支援のための 5 つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する「地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)」を令和 5 年 4 月より開始した。令和 6 年 4 月 1 日現在 18 事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、登録いただいている。昨年度の地域生活支援拠点等の評価については、第 2 回全体会での実施を考えている。

【松尾会長】

ただ今の説明について、質問や意見はあるか。

～質問等なし～

第 5 報告

(1) 令和 5 年度 各部会の活動報告

【松尾会長】

日程第 5 報告事項として、報告(1) 令和 5 年度 各部会の活動報告について、相談支援部会より願います。

【木崎委員】

令和 5 年度の活動目標は 6 つあり、1 つ目は「ならとも拠点システムのモニタリング」である。近隣自治体の実施状況を確認し、別紙資料のとおりまとめた。主な課題としては 4 つあり、①登録事業所のすそ野をどのように広げるか、②ならとも拠点システムの周知啓発、③事前登録制ではないこと、④拠点コーディネーターの不在であった。令和 5 年度に協議をしてきた中で、相談支援部会のみでの協議に限界があり、今年度は相談支援事業所での困難事例等に絞って協議していく。

2 つ目は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組」についてである。障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行のために、64 歳から 65 歳にかけての支援過程のフローチャート(案)を作成した。また、試行として移行支援会議の開催も行った。その中で、いくつか課題や意見が挙がっているため、今年度検討を行っていくとともに、他の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」についても行っていく予定である。

3 つ目の「福祉ゾーンの建替えへの意見出し」については、今後の状況を見ながら意見出しを行っていきたい。

4 つ目の「困難事例シートの周知と困難事例ケア会議の開催」については、この存在自体が活用されていなかったため、周知を図っていく。

5 つ目の「基幹相談支援センターりんと共同による計画相談支援事業所の意見交換、研修等の人材育成」については、ケアマネとの意見交換や虐待防止研修の参加、ならとも拠点システム登録事業所意見交換会等に参加し、各テーマの現状と課題の理解を図り、研鑽の場とすることができた。

6 つ目の「広報紙ならとも令和 5 年 12 月号」は、ならとも拠点システムや市内の相談支援体制についての周知啓発、情報提供の機会とすることができた。

【松尾会長】

何か質問等はあるか。

～質問等なし～

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会より報告をお願いする。

【浅川委員】

まず、「ならとも避難ぶらん」についてである。現在、23 名の方が作成している。御自宅から近い施設を避難先候補として提案しており、順次候補先の施設へお願いに伺っている。令和 5 年度は、8 月に玲光苑習志野ローズ館、3 月にあっとほーむ習志野、東部保健福祉センター、習志野偕生園の計 4 カ所に伺い、いずれの施設からも快諾いただいている。また、今年度は5月10日に白鷺園、花の実園にも伺い、快諾いただいている。玲光苑習志野ローズ館に関しては、実際に避難する御本人や御家族との顔合わせも行っている。

令和 5 年度の市総合防災訓練には、ならとも避難ぶらんを作成している御本人や御家族が参加し、避難先候補である第二中学校への避難訓練を行い、意義のあるものとなった。

次に、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催し、医療との連携について検討する」については、6月28日に開催し、医療的ケア児の保護者、民生委員児童委員協議会会長、施設職員、市関係各課職員等に参加いただき、「災害時における支援体制について」という内容で各分野での現状の確認、課題と感じていることを共有した。協議の場では「福祉避難所となっている事業所と行政が話し合う必要がある」保護者より「どこに避難したらよいか分からない」や「避難所にどのような設備があるか分からない」民生委員児童委員協議会会長より「重症心身障がい児者・医療的ケア児者が、どこに住んでいるか把握していない。顔の見える関係作りが出来ると良い」といった意見が挙がった。引き続き、協議検討していく必要性があると感じた。今年度は 2 回開催する予定であり、1 回目は 7 月に開催する。

また、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の方が利用しやすい病院や店舗等であることを分かり易くするために気管切開をしている「ナラシド」が車いすに乗っているイラストのステッカーを作成し、賛同いただける医療機関や店舗等に貼ってもらえるよう検討していたが、実施には至っていない。実現に向け検討している中で、まずはポスターを作成し、飲食店での掲示に向け、協議を進めて行こうと思っている。

3 つ目は、「共生型生活介護」についてである。1 名が令和 5 年 12 月 22 日にセイワ習志野と正式契約をし、令和 6 年 1 月 9 日より利用を開始している。職員や利用者の方と良い関係を築けているようである。

また、医療型短期入所については、ケアセンター習志野が令和 6 年度より指定申請をする予定である。

4 つ目は、「医療的ケア児等コーディネーターの配置」についてであるが、令和 6 年 2 月より基幹相談支援センターりんの積田氏がコーディネーターとして配置された。

5 つ目は、「広報紙ならとも令和 6 年 3 月号」についてであるが、市民向けの分かりやすい内容になったのではないかと考えている。

【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの報告について、質問等はあるか。

【内山委員】

ステッカーの作成については、当初飲食店だけではなく医療機関への掲示も目指していたが、今回医療機関ではなく飲食店から始める理由は何か。

【浅川委員】

まだ医師会との調整ができていない。今年度、1 回目の「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」には医療関係者は来ないが、2 回目の協議の場において、「医療との連携」についての協議を行う予定のため、そこで調整していけたらと考えている。

【松尾会長】

他に何かあるか。

～質問等なし～

児童部会より報告をお願いする。

【小林委員】

令和 5 年度当初の活動目標は 5 つある。1 つ目は、「移動支援事業所を増やすための取り組み」についてである。人員不足や手当の課題もあったが、事業所を増やすための取り組みまでは至らなかった。この課題については、今年度も取り組んでいく。

2 つ目は、「不登校・ひきこもり等の支援」についてである。令和 5 年度は十分に取組めなかったため、今年度は、「きょうだい児支援」や「ヤングケアラー」と併せて取り組んでいきたいと思っている。

3 つ目は、「ライフサポートファイルの啓発」についてだが、こちらに関しては年間を通して活動を行うことができ、令和 6 年 2 月には、市庁舎で「ライフサポートファイル作ろう会」を開催した。ただ、年間を通して活動していく中で、細々した課題も見つかったため、今年度も協議を進めながら啓発活動を行っていく。

4 つ目は、「セルフプランの保護者を孤立させないための取り組み」についてだが、令和 5 年度以前から課題に挙がっていたが、協議を行うことが出来なかったため、今年度以降、取り組んでいきたいと思う。

5つ目は、「広報紙ならとも」についてである。市内の児童が通う特別支援学校や特別支援学級を中心に記事を作成した。また、作成する機会があれば、より多くの方にこれらの学校を身近に感じてもらえるような啓発をしていきたい。

この他、放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等が増えてきている中で、事業所との繋がりを作っていきたいと思う。

【松尾会長】

児童部会からの報告について質問等はあるか。

～質問等なし～

地域生活支援部会より報告をお願いする。

【武井副会長】

令和5年度については、3つのテーマについて話し合った。1つ目が「障がい者の地域生活に関する協議及び取り組み」、2つ目が「障がい者の福祉的就労に関する協議及び取り組み」、3つ目が「障害者優先調達推進法の促進に関する協議及び取り組み」についてである。

1つ目の「障がい者の地域生活に関する協議及び取り組み」については、この地域生活支援部会が令和5年度よりリニューアルし委員構成も変わったことから、まずは市内の地域資源や、どのような法律や制度に基づいて運営されているのかというところを共有した。特に、共同生活援助事業所（グループホーム）や短期入所施設（ショートステイ）、日中一時支援事業所等について協議をした。また、10月20日には、市内の共同生活援助事業所や通所系の日中サービス支援事業所を対象とした意見交換会を開催した。

日中サービス支援型共同生活援助事業所についても、情報や課題を共有し、今後部会としてどのように関わっていくか話し合った。

2つ目の「障がい者の福祉的就労に関する協議及び取り組み」については、10月20日に開催した事業所意見交換会に参加した就労継続支援B型事業や生活介護、自立訓練（生活訓練）、地域活動支援センターから現状や課題を報告いただいた。また、令和6年2月13日には、「花の実園」と「あきつ園」を見学し、それぞれの施設の成り立ちや取り組み、長きにわたり地域の中で支援してきた立場から見えている地域の課題等を伺った。福祉的就労に関しては、工賃向上や事業所側の受注確保等について、踏み込んだ話し合いが行えなかった。

3つ目が「障害者優先調達推進法の促進に関する協議及び取り組み」は、毎年市が法律に基づく障がい者就労支援施設からの調達方針を作成し、その中で目標値を定めており、令和5年度の目標値に関しても、令和4年度の実績を踏まえ、部会として意見

出しを行った。(調達件数 80 件、調達金額 5,200,000 円、所管課数 25 部署)

また、発注部署を増やすために、市内事業所へ役務等の調達可能な情報のアンケートを送付し、事業所リストの更新を行い、市ホームページへ掲載した。令和 5 年度の実績が分かり次第、今後の部会で取り組みについて検討していきたい。

【松尾会長】

地域生活支援部会からの報告について質問等はあるか。

～質問等なし～

雇用促進部会より報告をお願いする。

【近藤委員】

「中小企業における障がい者雇用の現状と課題に関する勉強会」について、全 9 回の部会の中で、様々な情報交換を行った。障がい者雇用の法定雇用率の後押しもあり、全国的にも雇用の「量」は上向きだが、「質」が追い付いていない現状がある。また、義務化の対象となっていない中小企業においても、障がい者雇用が進んでいない現状があるため、改善に向け認識の共有を図った。厚生労働省の資料によると、障がい者雇用が前年と比べ増えており、過去最高を更新している。また、割合も 50.1%と半分の企業が法定雇用率を達成している。しかしながら、半分の企業が法定雇用率を達成できていない現状もあるので、市内の中小企業を中心に働きかけていきたい。

次に、「企業・事業所見学会」についてだが、令和 5 年 8 月 8 日に「あかね園」と「アシザワ・ファインテック株式会社」を訪問した。「あかね園」では、事業所の成り立ちや実際に訓練している様子などを見学し、「アシザワ・ファインテック株式会社」では、実際に就労している 2 名にインタビューし、仕事内容や困り事、やりがい等を伺うとともに、人事担当の方に対しても、雇用にあたり他社員の理解の状況や仕事の割り振り等について伺った。

3 つ目は「就労系サービス事業所との意見交換会」についてである。令和 5 年 10 月 27 日に一般就労に特化した事業所(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労定着支援)の意見交換会を開催した。いずれの事業所でも、サービス利用者で市内の企業に就職する人はほとんどいないということだった。市内の中小企業において、障がい者雇用が進んでいない現状等を踏まえ、パンフレットを作成した。このパンフレットは、「障がい者雇用を進めてください」というものではなく、未だ雇用をしたことがない企業に向けて、少しでも興味を持ってもらえるようなコンセプトで作成している。今年度、商工会議所に御協力いただき、市内企業に配付をしていく予定である。

【松尾会長】

雇用促進部会からの報告について質問等はあるか。

～質問等なし～

社会資源開発・改善部会より報告をお願いする。

【内山委員】

令和 5 年度は、障がい者の居住支援（住まいの確保と暮らし続ける支援）について、八千代地域生活支援センターが行っている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の一環として恩田氏にも参加いただきながら勉強をしてきた。令和 5 年 9 月 15 日には住宅課職員に来ていただき「習志野市住生活基本計画」について学習をした。現在、住宅課は市営住宅の修繕や家賃回収などを行っており、家賃回収については、障がい福祉課や子育て支援課、らいふあっぷ習志野との連携が出来てきているということであった。現在の習志野市住生活基本計画の策定期間は 2015 年から 2025 年までであり、次期計画の策定委員は例年通りの人選となると、福祉分野からは社会福祉協議会会長と民生委員児童委員協議会会長の 2 名が見込まれ、障がい関係者はいないことがわかった。そのため、今年度、社会福祉協議会会長と民生委員児童委員協議会会長へ障がい者の居住支援の課題や現状、住宅確保要配慮者の居住支援について協議する場である「居住支援協議会」の設置を次期計画に盛り込んでいただきたい旨をお願いする予定である。

また、グループホームに入居している場合は家賃助成があるが、一般のアパートなどに居住する場合は助成がないため、グループホームに留まる人もいる。そのため、「家賃低廉化事業」についても勉強したが、他市の状況を見ても障がい分野には広がり無く、時期尚早と判断した。住宅確保要配慮者（障がい分野）の居住支援が進まないのであれば、まずは「地域生活支援事業」の相談支援事業の一つである「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」として取り組むしか方法がないため、相談窓口の設置と、対象者を当事者だけでなく、不動産事業者や大家も含めたものとして、地域づくりに取り組む方向を検討した。これは、障がい者差別の解消のための啓発も兼ねることができると思う。

次に、「無料低額宿泊所に暮らす障がい者の権利擁護」についてである。無料低額宿泊所は、本来、生活困窮者が一時的に滞在する施設であるが、ロングステイが問題となっており、その中に障がい者も一定数いる。無料低額宿泊所で暮らす障がい者が、「十分な情報が得られてサービスを選択できているのか」を当事者に会って確認できないか検討した。また、専門職が再アセスメントすることで、当事者の望む暮らしに近づく支援ができないか、具体的な方法を探っている。

3 つ目は、「障害者差別解消法の集計と啓発」についてである。市内での障がい者差別に関する相談先として、障害者差別解消法の相談窓口である市障がい福祉課と、県の条例（障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例）の相談窓口である習志野健康福祉センターの2ヶ所がある。障がい者差別のないまちにするためには、その2ヶ所の差別案件を集計し、啓発のアプローチをしていく必要がある。令和5年12月に、千葉県障害者福祉推進課の三本木氏と、習志野健康福祉センターの屋代氏にお越しいただき、県の差別解消のための取り組みや集計について勉強をした。県では、障害者差別解消法が施行される前から、条例を制定し取り組んできた実績があるため、ケースワークで終わるのではなく、連携しながら啓発に繋げていけたらと思っている。

4 つ目は、「交通安全推進隊のボランティア事業」についてである。特別支援学校のバス停で子どもたちの見守りをしており、奏の杜（朝）と大久保団地（夕方）で実施しているが、奏の杜のボランティアの方は高齢のため、令和6年度からの活動は困難との申し出があった。習志野特別支援学校に確認したところ、活動終了に了承いただけたため、一旦終了となった。

令和6年度は、不動産事業者（大家を含む）に向けたパンフレットの作成や、障がい当事者が市役所で手続きをする際の合理的配慮（手続きしやすい環境）に向け検討していきたいと思っている。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会からの報告について質問等はあるか。

～質問等なし～

(2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について

【松尾会長】

日程第5 報告 (2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について、事務局より願います。

【事務局】

障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託については、令和6年3月22日に評価委員会を開催した。

評価委員会は、健康福祉部次長を委員長とし、障がい福祉課長等市職員と共生協議会の正副会長、各部長から構成されている。評価委員会では、受託者の事業実施は基準を満たしているとの評価であった。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～質問等なし～

(3) 基幹相談支援センターの活動報告について

【松尾会長】

日程第 5 報告(3) 基幹相談支援センターの活動報告について 基幹相談支援センターりん 酒井管理者より願います。

【酒井氏】

令和 5 年度の基幹相談支援センターの活動について報告する。例年通り、全体会、運営会議、相談支援部会、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会に参加している。

総合的・専門的な相談支援の月別相談件数及び相談人数については、資料 8 のとおりである。

地域の体制づくりについては、相談支援専門員交流会を令和 4 年度より開催回数を増やしており、令和 5 年度は 2 ヶ月毎に開催し、情報交換や共有を図ることができた。

また、令和 5 年度より、地域の相談支援体制の構築と人材育成を目的とした相談支援専門員初任者研修と、継続のための相談支援専門員現任研修の現地研修として、基幹相談支援センターでの受け入れを行った。

令和 5 年 4 月より習志野市で開始された地域生活支援拠点等の登録事業所との連絡会議も開催している。

その他、研修の実施や参加状況等については資料のとおりである。

【松尾会長】

基幹相談支援センターの活動報告について質問等はあるか。

～質問等なし～

第 2 部 差別解消支援地域協議会

第 1 報告

(1) 差別解消法に関する取組について

【松尾会長】

日程第 1 報告(1) 差別解消法に関する取組について事務局より願います。

【事務局】

障がいのある方への差別解消に向けた取組みとして、初めに啓発について、続いて、

障がい理由とする差別に関する相談対応について報告する。

資料 9 を御覧いただきたい。

1 ページから 2 ページ目には、障がいのある方への理解促進と、差別解消に関する啓発として、令和 5 年度に取り組んだ内容と今年度取組む予定を記載している。新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていた福祉ふれあいまつりが昨年度開催され、本協議会や障がい福祉課も参加した。

また、今年度から、テレビ広報「なるほど習志野」では、短編のお知らせコーナーが始まった。障がい福祉課では、4 月の世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に合わせ、きらっといっぽの会が作成したポスター（横浜市港南区よりイラスト提供）を使わせていただきながら「あたたかく見守ってください」というタイトルで、障がいの特性への理解について放映した。

啓発について、千葉県と市がそれぞれ取り組んでいるが、今年度以降、習志野圏域の広域専門指導員である屋代氏と、情報の共有や連携して取り組めるものなどについて、詳細はまだ決まっていないが、連携して進めていけたらと思っている。

続いて、差別に関する相談について報告する。

令和 4 年度の実績については、令和 5 年度第 1 回全体会で報告をしているが、今回、千葉県（広域専門指導員）が対応した相談件数と対比する形で改めて資料に記載させていただいた。

令和 5 年度の千葉県（広域専門指導員）が対応した相談件数については、集計中であり今回は報告できないため、本市が対応した件数、内容について報告する。令和 5 年度の相談件数は 4 件であり、内訳は資料のとおりである。

（4 件の相談内容及び対応について、資料読み上げ）

令和 6 年度の相談対応についても、広域専門指導員と情報共有を図るとともに、適宜対応についての御指導等を仰ぎながら対応していく。

【屋代氏】

只今の報告を聞き、県と市がそれぞれで動くとは別々の相談対応になってしまう。同じ相談であれば、県と市が連携し、情報共有等を行うことが大切だと感じた。

令和 5 年度に関しては、習志野圏域（習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市）で 5 件しか相談がない。この習志野圏域では、約 23 人に 1 人が障がい者手帳を所持しているが、手帳を持っていなくても、日常生活、社会生活が制限されている人がいて、その方たちも

含めると、この相談件数はとても少ない。相談できる窓口があることを知っていただけるよう、活動していきたい。

【松尾会長】

只今の報告について、質問や意見等はあるか。

【景山委員】

屋代氏にお伺いする。本人が相手方へ言わないでほしいと相談してきた場合、何か対応できるのか。

【屋代氏】

今回報告があった方に限らず、相談しているのが自分だと知られたくないから相手方に言わないでほしいという相談を受ける。その場合は、期間を空け、周知・啓発活動という形でチラシを持って伺ったりしている。

【内山委員】

個別の事業所へのアプローチだけではなく、「こんな事例があった」という事を県や事業所向けの研修に活用していただけたらと思う。

県と市で啓発についてもスケジュールや内容を共有し、上手く連携していけると良い。

【事務局】

相手方へ言わないでほしいという相談に対して、「しばらく期間を置いて」と説明があったがどれくらいの期間か。

【屋代氏】

内容にもよるが、1ヶ月位、期間を置いている。しかし、2～3ヶ月も空けることはない。

【内山委員】

習志野市が援護地の人が、他市の事業所等で差別を受けた場合、習志野市の職員が調整に入ると相手方に覺られてしまうなど扱いにくいと思うが、その点はいかがか。

【屋代氏】

今までは、差別が起きた圏域の広域専門指導員が対応することになっていたが、令和6年5月の会議で相談者の居住地を所管する圏域の広域専門指導員が対応することとなった。ただし、内容によっては、臨機応変に対応していく。

【景山委員】

「相手方へ言わないでほしい」という相談が、虐待の場合は市はどうしているか。

【事務局】

御本人との話の中で、期間を置いて相手方に話に行くこともあり得る。

【景山委員】

命や尊厳に直結するものだと思うので、「言わないでほしい」という事であっても、相手方へ伝える必要がある場合は、「安全を守るから相手方へ伝える」ということで、対応いただきたい。

【事務局】

命に係わるような場合は、相手方へ事情を聞く必要があると思う。その場合は、本人を安全な場所に避難させた上で対応していく。

その他(事務連絡等)

【事務局】

次回の第2回全体会については、11月18日(月)午後1時30分～3時30分まで、サンロード6階大会議室にて開催する。

閉会

【松尾会長】

本日の日程は以上となる。

以上で、令和6年度習志野市障がい者地域共生協議会第1回全体会を閉会する。